

# 9月は高齢者を

## 高齢福祉 サービス のご案内

町では高齢者や家族の方が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。

**高齢者の生きがいと健康づくり（介護予防・生活支援）**

できる限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、そして、ねたきりなどの介護が必要な状態にならないための事業です。（表1）

この他、老人憩の家「たかむら荘」・屋内ゲートボール場等の老人福祉施設を積極的に利用し、介護予防に役立てていただいております。

**ねたきりの方及び家族への支援**

健康づくりや介護予防に努めても、高齢化の進行に伴って援助を必要とする高齢者は増えます。介護や支援が必要となり、介護（支援）認定を受けた場合は介護サービスが利用できます。詳しくは健康福祉課へお問い合わせください。

また介護サービスとは別に、介護認定を受け、在宅で介護されている方への福祉事業は（表2）のとおりです。地区の民生委員を通じて申請するようになります。

**相談窓口として**  
町の在宅介護支援センターでは、在宅の高齢者とその家族の方の総合的な相談に応じています。相談は無料です。

**問い合わせ**  
在宅介護支援センター  
健康福祉課  
☎ 72-6377  
☎ 72-6934

（表1） 介護予防・生活支援事業

事業名	対象者	給付条件	内容等	利用料
生活リハビリ教室	65歳以上の虚弱・閉じこもり等のためねたきりや認知症が心配される方	要介護認定で自立と認定された方	月1回程度	1回 1,000円
家事援助ホームヘルプサービス	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者のみの世帯で家事援助等のサービスが必要な方	要介護認定で自立と認定された方	週1回程度	1時間 153円
緊急通報システム	65歳以上のひとり暮らしの方	町内に子供等が居住していない方	緊急対応用の電話の貸与	所得により
高齢者住宅改修助成事業	65歳以上の住宅改修が必要な高齢者	要介護認定で自立と認定された方	・手すりの取り付けや段差の解消等の改修費の助成をうけられます。 ・限度額有り、自己負担有り	所得により
お元気クラブ	65歳以上	老人クラブ加入者	高齢者相互の交流と親睦を図ります。	なし

（表2） 一般高齢福祉事業

事業名	対象者	給付条件	内容等	利用料
ねたきり老人等介護者手当	要介護3以上で65歳以上のねたきり老人等を常時介護している同居の家族	・続けて6ヶ月以上在宅で介護を受けている ・同居期間が6ヶ月以上	月 6,000円 6ヶ月分を9月と3月に支給	なし
紙おむつ支給	要介護1以上で65歳以上の方	在宅で常時紙おむつが必要な状態である	1日1枚 3ヶ月分を5月、8月、11月、2月に支給	なし
寝具丸洗い乾燥消毒	要介護3以上で65歳以上のねたきり老人等	6ヶ月以上在宅	・年2回 ・1回6,000円分以内	6月・12月 なし

## 第9回高齢者等の財産と福祉をめぐる相談会を実施します

- 実施方法** 電話及び面談による相談（無料）
- 日時** 平成17年9月10日（土）午前10時～午後4時  
9月11日（日）午前10時～午後4時
- 相談電話番号** ☎ 024-534-7507
- 面談会場** 福島県司法書士会館 福島市新浜町6番28号  
問い合わせ電話番号 024-534-7502
- 相談内容**  
◆不動産に関する相続・遺言・贈与・信託・財産処分・財産管理問題等◆福祉問題等◆介護保険◆地域福祉権利擁護事業◆施設等への入所問題◆虐待・いじめ等人権問題◆親子・養子等の身分問題◆年金・保険問題◆税金問題◆認知症に関する諸問題◆成年後見制度の活用等
- 相談員** 福島県司法書士会員ほか関係各種団体会員（予定）
- 主催** 福島県司法書士会  
(社)成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部